

欧州の基準・認証制度の動向（2015年3月～12月）

● トピックス一覧 ●

I. 欧州委員会における分野別規制・基準の動向

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. エネルギー効率化・エネルギーラベル
4. 製品安全
5. 自動車・運輸部門
6. 機械
7. 電気・電子機器
8. 標準化動向
9. その他

II. 基準認証に関する最近の国際機関の動向、欧州機関の動向、及び欧州主要国の動向

1. 国際機関の動向
2. 欧州機関の動向
3. 欧州主要国の動向

.

I. 欧州委員会における分野別規制・基準の動向

ここでは、分野別、製品別の欧州における個別具体的な規格策定の動きについて紹介する。期間としては、2015年3月～12月の主な案件を取り纏めている。

1. 食料品・飼料

(1) EU が2015年ミラノ国際博覧会への特定の日本産食品の持込みを許可

2015年5月1日から10月31日までミラノで開催された「2015年ミラノ国際博覧会」に際して、欧州連合（EU）は、同博覧会での使用目的に限り、日本から欧州への特定の動物由来食品の持込みを許可した。該当する品目は、家畜豚の生肉と豚肉加工品（加工肉）である。

家畜豚の生肉は、EU の法律（EU 規則206/2010）により日本から EU への輸出が許可されていない。豚肉加工品については、特定の処理（決定2007/777/EC が定める処理“B”）が施された場合にのみ、EU への輸出が許可されている。

日本は上述の制限事項を踏まえ、ミラノ国際博覧会の特例措置として家畜豚の生肉だけでなく、特定の処理が施されていない豚肉加工品の EU への持込みを要請した。その結果、欧州委員会は両方に許可を与えている。

参照：EU 官報 [74/24](#)

(2) 福島原発事故に伴い日本の輸出者に課される法的義務

欧州委員会は、福島原発事故に伴って、食品の安全に関する規制（施行規則 EU 2015/328）を採用し、飼料・食品を EU に輸出予定の日本企業に対する履行義務をより明確にした。

同規制は、飼料・食品業者に対し、各商品が EU に到着する前に事前通知を提出することを求めている。但し、福島県以外で生産された茶葉に限り、この条件から除外されている。

輸出者は事前通知を行うために、EU に輸出予定の飼料・食品の種類に基づいて2種類の書類を記入しなくてはならない。

- 非動物由来の飼料・食品の場合、共通輸入証明（CED: Common Entry Document）のパート1
- 動物由来の飼料・食品の場合、共通獣医輸入証明（CVED: Common Veterinary Entry Document）

同規則は、福島原発事故に伴い、日本から輸入される飼料・食品に特別な条件を課すことを定めている既に制定済みの条項（規則 EU 2014/322）に追加されるものである。

参照：EU 官報 [L 58/50](#)

(3) 遺伝子組み換え作物（GMO）

① GMO の栽培に関して国内の禁止令を認める新たな規定

2015年3月、EU は、加盟国が自国内での遺伝子組み換え作物の栽培禁止を課することができる新たな指令（指令 EU 2015/412）を採択した。

同指令により、EU 加盟国は、環境政策方針や都市計画、土地使用、社会経済的影響、農業政策方針、公共政策といった国ごとの状況を踏まえ、その領土における GMO の栽培を禁止できる権利が認められている。

また、新指令の下で、2017年4月3日の時点で GMO の栽培が行われている加盟国は、GMO の栽培を禁止している隣接加盟国への越境汚染を避けるために適切な対策を実施することとなっている。

同指令は、EU 加盟国に対して領土内で特定の GMO の栽培を個別に制限できる可能性を与えることで、欧州における新たな GMO の認可の促進を目指している。事実、従来の規定では、欧州における GMO の栽培は加盟国の多数決により承認され、ここ数年は、多数の国の反対により、わずかな数の GMO のみ承認されていた。

参照：EU 官報 [L 68/1](#)

② 新たな GMO の認可

2015年4月、欧州委員会は以下の遺伝子組み換え製品の市場展開を認可した。

- 遺伝子組み換えトウモロコシ MON 87460、NK 603、T25
- 遺伝子組み換え綿花 MON 15985、MON 88913、GHB614xLLCotton25、T304-40
- 遺伝子組み換え大豆 MON 87769、BPS-CV127-9、MON 87705、MON 87708、305423
- 遺伝子組み換え菜種 MON 88302、GT73

さらに欧州委員会は、遺伝子組み換え綿花 MON 531、MON 1445、MON 531 x MON 1445を含む既存の遺伝子組み換え製品に対する認可を更新した。

この認可は10年間有効とされ、現在のところ、計68の遺伝子組み換え製品が EU で認可されている。

参照：EU 官報 [L112](#)、欧州委員会[プレスリリース](#)（2015年4月24日）

（4）食料への農薬の使用

欧州委員会は、動物または植物由来食品に許容される薬剤の最大残留基準値（MRL）の見直しを行った。最大残留基準値（MRL）は、薬剤で処理された食品に許容される残留物の最大濃度を意味する。

当該薬剤は以下の通りである。

- 2,4-DB（参照：EU 官報 [L 64/46](#)、[L 192/39](#)）
- 1,4-ジメチルナフタリン、ベンフラカルブ、カルボフラン、カルボスルファン、エテフォン、フェンアミドン、フェンバレレート、フェンヘキサミド、フラチオカルブ、イマザピル、マラチオン、ピコキシストロビン、スピロテトラマト、テプラロキシジム、トリフロキシストロビン（参照：EU 官報 [L 71/5](#)）
- 骨油、一酸化炭素、シプロジニル、ドデモルフ、イプロジオン、メタアルデヒド、メタザクロール、パラフィン油、石油、プロパルギット（参照：EU 官報 [L 71/5](#)）
- アセタミプリド、クロマフェノジド、シアゾファミド、ジカンバ、ジフェノコナゾール、フェンピラザミン、フルアジナム、ホルメタネート、ニコチン、ペンコナゾール、ピメトロジン、ピラクロストロビン、タウフルバリネート、テブコナゾール（参照：EU 官報 [L 71/114](#)）
- 1,3-ジクロロプロペン、ビフェノックス、ジメテナミド P、プロヘキサジオン、トリフルアニド、トリフルラリン（参照：EU 官報 [L 92/20](#)、[L 94/8](#)）
- 2-ナフチルオキシ酢酸、アセトクロール、クロロピクリン、ジフルフェニカン、フルルプリミドール、フルトラニル、スピノサド（参照：EU 官報 [L 100/10](#)、[L 234/27](#)）

（5）薬理的活性物質の最大濃度

欧州委員会は、動物由来食品における薬理的活性物質（薬剤）の最大残留基準値（MRL）を新たに導入した。最大残留基準値（MRL）は、薬剤で処理された動物由来食品に許容される残留物の最大濃度を意味する。

当該の薬剤は「ツラスロマイシン」である。

表1：薬理的活性物質の最大残留基準値とその適用性

薬理的活性物質	動物種	基準値	標的組織	
ツラスロマイシン	ヒツジ、ヤギ	450 µg/kg	筋肉	抗生物質
		250 µg/kg	脂肪	
		5400 µg/kg	肝臓	
		1800 µg/kg	腎臓	
	牛科	300 µg/kg	筋肉	
		200 µg/kg	脂肪	
		4.500 µg/kg	肝臓	
		3000 µg/kg	腎臓	
	豚科	800 µg/kg	筋肉	
		300 µg/kg	皮膚と脂肪	
		4000 µg/kg	肝臓	
		8000 µg/kg	腎臓	

参照：EU 官報 [L 66/1](#)

(6) 食品添加物

欧州委員会は、食品中の食品添加物の使用に関して、新たな規制を採択した。

- ポリビニルアルコール：欧州委員会は、ポリビニルアルコールに対する現行の仕様を改定し、同添加物は水溶性であるが、エタノールに対する溶解性がないと示した。（以前の仕様では、同添加物は水とエタノールの両方に対して溶解性があるとしていた。）欧州委員会は仕様を変更したものの、ポリビニルアルコールの食品添加物としての安全性を認めている。（参照：EU 官報 [L 76/42](#)）
- 安息香酸／安息香酸塩（E 210-213）：欧州委員会は、調理済みのエビの塩漬けに使用される安息香酸／安息香酸塩(E 210-213)の最大許容濃度レベルを1000 mg/kg から1500 mg/kg に引き上げた。欧州委員会によれば、より高い限度を設けることで、エビの塩漬けで繁殖するリステリア菌を抑える効果がある。（参照：EU 官報 [L 88/4](#)）
- さらに、欧州委員会はもう一つの規制も採択し、その他数多くの食品添加物の仕様ならびに特定の食品への使用を変更した。例えば、未処理の軟体動物と甲殻類における二酸化硫黄と亜硫酸塩の最大限度や、加工された魚と水産加工物における二酸化チタン、酸化鉄、水酸化物の使用ならびにソルビン酸と安息香酸の最大許容濃度などが含まれる。（参照：EU 官報 [107/1](#)）

(7) 新たな食品と食品成分

欧州委員会は特定の新規食品成分の使用を認可した。認可を受けた主な食品成分は次の通りである。

- 栄養補助食品製造のための(6S)-5-メチルテトラヒドロ葉酸グルコサミン塩の使用（参照：EU 官報 [68/26](#)）
- 食品における特定の藻類油（藻類由来の油）の使用。当該の藻類油は、微細藻類シゾキトリウム属由来の油である。（参照：EU 官報 [L 90/11](#)、[L 90/7](#)）

(8) 食品に関する健康強調表示

欧州委員会は、カカオフラバノールの摂取に関して新たな健康強調表示を承認した。

新たな健康強調表示は、「カカオフラバノールは、血管の弾力性維持を助けることで、正常な血流を助長する」と示す。

新たな健康強調表示の使用を求める企業は、欧州の法律（規則 EC No 1924/2006）の下で欧州委員会に強調表示を提出し、正式に許可を受ける必要がある。欧州委員会の決定は、欧州食品安全機関（EFSA）が評価する科学的根拠に基づいて下される。

参照：EU 官報 [L 88/7](#)

(9) 香料物質

欧州委員会は、食品に使用できる香料物質のリストから N-エチル(2E、6Z)-ノナジエンアミド を削除した。

参照：EU 官報 [L 107/15](#)

(10) 緊急警報通知（RASFF）：日本産海藻の乾物に対する警告

食品・飼料緊急警告システム（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が1979年に設置したポータルサイトである。

2015年6月、ドイツは日本から輸入された海藻の乾物に高濃度のヨウ素が含まれていたことを通知し、当該製品を最終受取人より回収した。

表 2: 日本産海藻の乾物に対する RASFF 通知

製品/通知	物質/危険性	通知国	措置	参照
海藻の乾物	高濃度のヨウ素 (2423 mg/kg – ppm)	ドイツ	受取人から回収	RASFF Notification

(11) 有機製品に対する日本の登録認定機関リストの更新

欧州委員会は EU 規則2015/931を採択し、第三国から輸入される有機製品に関する協定を改定した。

第三国が EU 域内に有機製品を輸出するためには、EU 規則の下で第三国の製品ならびに製品に対する規制措置が EU の製品ならびに規制措置と同等であると認められなくてはならない。EU は、日本を含む第三国における登録認定機関のリストを制定している。

EU 規則2015/931は、第三国における登録認定機関リスト最新版を含み、日本については以下の機関に関する変更後の名称や連絡先も含んでいる。

- ビューローベリタスジャパン株式会社 (<http://certification.bureauveritas.jp/>)
- 海外貨物検査株式会社 (<http://www.omicnet.com/en/index.html>)
- 有機農業推進協会 (<http://yusuikyo.web.fc2.com>)

また、同規則は日本の有機製品に関して以下の欧州検査機関が担う役割を再定義している。

- Ecocert SA (<http://www.ecocert.com/en>)
- Kiwa BCS Öko-Garantie GmbH (<http://www.bcs-oeko.com>)

参照：EU 官報 [L 151/1](#)

(12) 食品における農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来食品に許容される以下の農薬の最大残留基準値（MRL）を再検討した。最大残留基準値（MRL）は、農薬で処理された食品に許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

該当する農薬は以下の通りである。

- アゾキシストロビン、クロラントラニリプロール、シアントラニリプロール、ジカンバ、ジフェノコナゾール、フェンピロキシメート、フルジオキシニル、グルホシネートアンモニウム、イマザピック、イマザピル、インドキサカルブ、イソキサフルトール、マ

ンジプロパミド、ペンチオピラド、プロピコナゾール、ピリメタニル、スピロテトラマト、トリネキサパック（参照：EU 官報 [L 138/1](#)、[L 280/38](#)）

- アセタミプリド、アメトクトラジン、アミスルブロム、ブピリメート、クロフェンテジン、エテホン、エチリモール、フルオピコリド、イマザピック、プロパモカルブ、ピラクロストロビン、タウフルバリネート（参照：EU 官報 [L 140/1](#)）
- 2,4,5-T、バルバン、ビナパクリル、ブロモホスエチル、カンフェクロル（トキサフェン）、クロルブファム、クロロクスロン、クロゾリネート、2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール（DNOC）、ダイアレート、ジノセブ、ジノテルブ、ジオキサチオン、エチレンオキシド、酢酸トリフェニルスズ、フェンチン水酸化物、フルシクロクスロン、フルシトリネート、ホルモチオン、メカルバム、メタクリホス、モノリニュロン、フェノトリン、プロファム、ピラゾホス、キナルホス、レスメトリン、テクナゼン、ビンクロゾリン（参照：EU 官報 [L 145/1](#)、[L 174/43](#)）
- トリコデルマ由来の農薬各種、ゲラニオール、チモール、スクロース、硫酸第二鉄、硫酸第一鉄、葉酸（参照：EU 官報 [L 147/3](#)）

（13）食品中の特定汚染物質の最大含有量

欧州委員会は食品中の特定汚染物質の最大含有量を改正した。

該当の汚染物質は以下の通りである。

- 食品に含まれる鉛（牛乳、粉ミルク、穀類由来の加工食品、肉・魚製品、野菜、果物、ワイン、ハチミツなど）。欧州食品安全機関（EFSA）によると、鉛が及ぼす可能性のある有害作用は、幼児への神経毒性、成人の心血管系への影響ならびに腎毒性である。（参照：EU 官報 [L 161/9](#)）
- 米と米由来食品に含まれる無機ヒ素。EFSA によると、無機ヒ素が及ぼす主な有害作用は、肺がん、膀胱がん、皮膚がんである。（参照：EU 官報 [L 161/14](#)）

（14）かつお節に含まれる多環芳香族炭化水素（PAH）の最大値

欧州委員会は、カツオから生産される日本の伝統食品、かつお節に含まれる多環芳香族炭化水素（PAH）の最大値を改定した。PAHは、特定の燻製技術により生成される有害化学物質である。

2011年、欧州委員会は燻製魚に許容される PAH の最大値を引き下げたが、企業が新基準値に燻製技術を適応させる時間を十分に得られるよう、（2014年9月1日まで）3年間の経過措置期間を設け、その間は引き下げ前の PAH レベルを認めることとした。

こうした背景の中、日本当局による3年という移行期間がかつお節に対しては十分でないとの主張を認め、欧州委員会は2014年9月1日以前の PAH 基準値をかつお節に適用することとした。

参照：EU 官報 [L 184/7](#)

(15) 食肉中のトリヒナ（旋毛虫）の管理

欧州委員会は、食肉中のトリヒナ（旋毛虫）の公的管理に関する規定を変更した。変更後の規定は、EU 域内に食肉を輸出するために満たすべき条件を制定していることから、EU 加盟国だけでなく、非 EU 加盟国にとっても重要である。

参照：EU 官報 [L 212/7](#)

(16) 食品中の農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来食品に許容される以下の農薬の最大残留基準値（MRL）を再検討した。最大残留基準値（MRL）は、農薬で処理された食品に許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

該当する農薬は以下の通りである。

- アゾキシストロビン、ジモキシストロビン、フルロキシピル、メトキシフェノジド、メトラフェノン、オキサジアルギル、トリベヌロン（参照：EU 官報 [L 167/10](#)）
- ジフェノコナゾール、フルオピコリド、フルオピラム、イソピラザム、ペンディメタリン（参照：EU 官報 [L 181/27](#)）
- アミドスルフロン、フェンヘキサミド、クレソキシムメチル、チアクロプリド、トリフロキシストロビン（参照：EU 官報 [L 195/1](#)）

(17) 食品中の薬理学的有効成分の使用

欧州委員会は、動物由来食品に存在する薬理学的有効成分（薬剤）の最大残留基準値（MRL）を新たに公表した。最大残留基準値（MRL）は、薬剤で処理された動物由来食品に許容される残留物の最大濃度を意味する。

当該薬剤は以下の通りである。

- 魚類用のヘキサフルムロン（参照：EU 官報 [L 175/8](#)）

- 牛、ヤギ、馬科の動物及びウサギ用の塩基性サリチル酸アルミニウム（参照：EU 官報 [L 200/11](#)）

以下の表は、薬理学的有効成分の最大残留基準値（MRL）とその適用性を示したものである。

表 3：薬理学的有効成分の最大残留基準値（MRL）とその適用性

薬理学的有効成分	動物種	基準値	標的組織	薬効分類
ヘキサフルムロン	魚類	500 µg/kg	筋肉と皮膚	駆虫剤
塩基性サリチル酸アルミニウム	牛科	200 µg/kg	筋肉	止瀉薬、 腸内抗炎症薬
	ヤギ科	500 µg/kg	脂肪	
	馬科	1500 µg/kg	肝臓	
	ウサギ	1500 µg/kg	腎臓	
	牛、ヤギ、馬科	9 µg/kg	乳	

(18) 香料物質

欧州委員会は、食品に使用できる香料物質のリストから 5 つの香料物質を削除した。

当該の香料物質は、1-メチルナフタレン、フルフリルメチルエーテル、ジフルフリルスルフィド、ジフルフリルエーテル、エチルフルフリルエーテルである。

参照：EU 官報 [L 181/54](#)

(19) 食品添加物

欧州委員会は、新たな規則を採択し、食品に対する以下の添加物の使用を認可した。

- ローズマリー抽出物の固結防止剤として二酸化ケイ素の使用を認可（参照：EU 官報 [L 210/22](#)）
- 乾燥ばれいしょの顆粒及びフレークの着色料としてリボフラビン類及びカロテン類の使用を認可（参照：EU 官報 [L 213/1](#)）

(20) 新開発の食品と食品原材料

欧州委員会は、新たな規則を採択し、以下の新開発食品原材料の使用を認可した。

- 甘草由来のフラボノイド（グラボノイド）（参照：EU 官報 [L 196/19](#)）
- イヌムラサキ種子由来の精製油（参照：EU 官報 [L 198/22](#)）

- バクテロイデス属 *xylanisolvens* により発酵した加熱処理済み乳製品（参照：EU 官報 [L 198/26](#)）

（21）緊急警報通知（RASFF）：日本から輸入された野菜スライサーに対する通知

食品・飼料緊急警報通知システム（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が設置したポータルサイトである。

2015年9月、イタリアは日本から輸入した野菜スライサーからクロムが溶出したことで輸入を拒否した。（本件は食品そのものではなく、食品と接触する素材に関する通知）

表 4：日本製野菜スライサーに対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
野菜スライサー	日本製野菜スライサーからクロムの溶出	イタリア	国境拒否	RASFF Notification

（22）食品中の農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来食品に許容される以下の農薬の最大残留基準値（MRL）を見直した。最大残留基準値（MRL）は、農薬で処理された食品に許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

該当する農薬は以下の通りである。

- グアザチン（参照：EU 官報 [L 280/2](#)）
- カプリン酸、パラフィン油、石灰硫黄、尿素（参照：EU 官報 [L 249/14](#)）

（23）食品中汚染物質の最大値

欧州委員会は、以下の食品に含まれる汚染物質の最大値を見直した。

- 特定の未処理穀物に含まれる麦角（参照：EU 官報 [L 283/3](#)）
- ココファイバー、バナナチップ、サプリメント食品、乾燥ハーブ、乾燥香辛料に含まれる多環芳香族炭化水素（参照：EU 官報 [L 282/11](#)）

(24) 香料物質

欧州委員会は、食品への使用が許可されている香料物質のリストから「p-メンタ-1,8-ジエン-7-オール」を削除した。

参照：EU 官報 [L 257/27](#)

(25) 食品添加物

欧州委員会は、新たな規則を採択し、食品に対して以下の添加物の使用を認可した。

- 食塩と食塩代用品の固結防止剤として酒石酸鉄の使用を認可（参照：EU 官報 [L 253/3](#)）
- フレーバー飲料の風味増強剤としてエリスリトールの使用を最大濃度1.6%で認可（参照：EU 官報 [L 266/27](#)）

(26) 食品中の薬理学的有効成分の最大残留基準値

欧州委員会は、動物由来食品に存在する薬理学的有効成分（薬剤）の最大残留基準値（MRL）を新たに公表した。最大残留基準値（MRL）は、薬剤で処理された動物由来食品に許容される残留物の最大濃度を意味する。

当該薬剤は以下の通りである。

- チルバロシン（参照：EU 官報 [L 231/10](#)）
- バージニアマイシン（参照：EU 官報 [L 231/7](#)）

表5：薬理学的有効成分の最大残留基準値（MRL）とその適用性

薬理学的有効成分	動物種	基準値	標的組織	
チルバロシン	豚科	50 µg/kg	筋肉	抗生物質
		50 µg/kg	皮膚と脂肪	
		50 µg/kg	肝臓	
		50 µg/kg	腎臓	
	家きん	200 µg/kg	卵	
		50 µg/kg	皮膚と脂肪	
		50 µg/kg	肝臓	
バージニアマイシン	家きん	10 µg/kg	筋肉	抗生物質
		30 µg/kg	皮膚と脂肪	
		10 µg/kg	肝臓	
		60 µg/kg	腎臓	

(27) 遺伝子組み換え作物（GMO）

10月28日、欧州議会は、EU 加盟国に対して自国への遺伝子組み換え作物の輸入を各国が禁止することを許可する提案に対し、反対票を投じた。欧州議会によると、このような提案は EU 域内の自由な製品の移動という基本原則を弱体化させる可能性がある。

2015年3月に指令 EU 2015/412が採択され、EU 加盟国に対して領土内での GMO の栽培 を国ごとに禁止することを許可したが、今回の決定は明らかに相反するものである。その結果、加盟国は領土内で GMO の栽培を禁止できるが、それらの輸入は禁止できず、法的な不確実性が生じる。

この件に関して、次にどのような法的措置が取られるかは明確でないが、欧州委員会は同提案について加盟国と更なる話し合いを行うことを決定した。

参照：欧州議会の [プレスリリース](#)（2015年10月28日）、EurActiv の [記事](#)（2015年10月29日）、ENDS の [記事](#)（2015年10月28日）

(28) 緊急警報通知（RASFF）：日本産生姜の酢漬けに対する警告

食品・飼料緊急警告システム（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が1979年に設置したポータルサイトである。

2015年12月、スペインは日本産の生姜の酢漬けに無認可の添加物が含まれていたとして輸入を拒否した。

表 6: 日本産生姜の酢漬けに対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
生姜の酢漬け	無認可の着色料タートラジン (E 102)	スペイン	輸入の拒否	RASFF Notification

(29) 有機製品に対する日本の登録認定機関リストの更新

欧州委員会は、EU 規則2015/2345を採択し、第三国から輸入される有機製品に関する協定を改定した。

第三国が EU 域内に有機製品を輸出するためには、EU 規則の下で第三国の製品ならびに製品に対する規制措置が EU の製品ならびに規制措置と同等であると認められなくてはならない。EU は、日本を含む第三国における登録認定機関のリストを制定している。

これに関連して、EU 規則2015/2345は日本当局の変更後の名称も記載している。

- 農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課 (www.maff.go.jp/j/jas/index.html)
- 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (www.famic.go.jp)

さらに同規則は、特定の有機製品管理を専門とする日本を拠点とする調査機関として海外貨物検査株式会社 (<http://www.omicnet.com/en/index.html>) を承認している。

参照：EU 官報 [L 330/29](#)

(30) 新規食品の規制

EU は、新規食品の認可に関して新規食品規則を採択した。

新規食品とは、欧州新規食品規制が初めて施行された1997年以前に、欧州であまり消費されていなかった食品と定義されている。例えば、新技術（ナノテクノロジーなど）を用いて生産された革新的な食品や EU 外で食される食品（微生物由来の食品、菌類や藻類、昆虫や植物など）、クローン動物由来の食品が含まれる。

新規規則の目的は、新規食品の承認手続きを簡略化ならびに迅速化し、管理面の負担を減らすことである。新規規則の下で、承認手続きに必要な期間は平均18ヶ月間（以前の規則下では平均35ヶ月間）となり、新規食品の安全性を評価する欧州食品安全機関（EFSA）が行う唯一の承認手続きとなる（以前の規則では、各 EU 加盟国の承認も必要だった）。

クローン動物由来の食品は、一時的に新規食品規則の範囲内に含まれる。現在、欧州の関係機関がクローン動物由来の食品を対象とする別の規則について議論を行っているが、各機関がそれぞれに異なる意見を持つことから、この規則の採択時期は不明である。欧州委員会が動物のクローンを新規食品と考える一方、欧州議会はクローンの作成に反対し、動物のクローンから生産される全食品を認めない姿勢である。

参照：EU 官報 [L 327/1](#)、EU 理事会の[プレスリリース](#)（2015年11月16日）、認可された新規食品の[リスト](#)、EurActiv の[記事](#)（2015年11月18日）

(31) 動物由来食品中の薬理学的有効成分の最大残留基準値

欧州委員会は、動物由来食品に存在する薬理学的有効成分（薬剤）の最大残留基準値（MRL）を新たに公表した。最大残留基準値（MRL）は、薬剤で処理された動物由来食品に許容される残留物の最大濃度を意味する。

対象の薬剤は、シサプロニル（Sisapronil）で駆虫剤としてウシとヤギ科の動物に使用される。

表 7：薬理学的有効成分の最大残留基準値（MRL）とその適用性

薬理学的有効成分	動物種	基準値	標的組織	その他の規定	薬効分類
シサプロニル	ウシ、ヤギ	100 µg/kg	筋肉	ヒトが消費する乳を生産する動物には使用しない	駆虫剤
		2000 µg/kg	脂肪		
		200 µg/kg	肝臓		
		100 µg/kg	腎臓		

参照: EU 官報 [L 301/7](#)

（32）遺伝子組み換え作物（GMO）

欧州委員会は、遺伝子組み換え作物（GMO）を含む以下の製品及び GMO から成る製品、GMO から生産される製品について市場での販売を承認した。

- トウモロコシ MON 87427 (MON-87427-7)（参照：EU 官報 [L 322/67](#)）
- トウモロコシ NK603 × T25 (MON-ØØ6Ø3-6 × ACS-ZMØØ3-2)（参照：EU 官報 [L 322/58](#)）

（33）食品中の農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来食品に許容される以下の農薬の最大残留基準値（MRL）を見直した。最大残留基準値（MRL）は、農薬で処理された食品に許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

該当する農薬は以下の通りである。

- アバメクチン
- デスメディファム
- ジクロルプロップ-P
- ハロキシホップ-P
- オリザリン
- フェンメディファム

参照：EU 官報 [L 302/15](#)、[L 314/72](#)

(34) EU、中国、米国が食品安全協力を合意

2015年11月2日に北京で、欧州委員会の健康・食品安全総局（DG SANTE）は、米国と中国の各当局と食品安全に関する協力協定に署名した。

この協力は、食品安全問題についての情報交換、科学・技術的情報交換、食品安全についての規制協力、能力開発のための共同活動（食品安全に関する共同会議や他の特定のフォーラムなど）などを行う。

参照：[共同声明](#)（2015年11月2日）

2. エコラベル

(1) 特定の製品に関する EU エコラベルの承認基準（その1）

欧州委員会は、特定の製品に対して EU エコラベルの貼付を認める要件の有効期限を延長した。EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境への影響が低い製品とサービスに認められる任意のラベルである。

表 1：特定の製品に対するエコラベル要件の延長

製品グループ	旧有効期限	新有効期限	各製品のエコラベル承認基準を定める規制
履物	2015年6月30日	2015年12月31日	決定 2009/563/EC
キャンプ場サービス	2015年11月30日	2016年12月31日	決定2009/564/EC
旅行者用宿泊施設サービス	2015年11月30日	2016年12月31日	決定2009/578/EC
木製の床材	2015年12月31日	2016年12月31日	決定 2010/18/EC
食器洗浄機用の洗剤	2015年4月28日	2016年12月31日	決定2011/263/EU
洗濯機用の洗剤	2015年4月28日	2016年12月31日	決定2011/264/EU
食器手洗い用の洗剤	2015年6月24日	2016年12月31日	決定2011/382/EU
汎用洗剤と衛生用洗剤	2015年6月28日	2016年12月31日	決定2011/383/EU

参照：EU 官報 [L 60/39](#)

(2) 特定の製品に関する EU エコラベルの承認基準（その2）

欧州委員会は、特定の製品に対して EU エコラベルの貼付を認める要件の有効期限を延長した。

表 2：特定の製品に対するエコラベル要件の延長

製品	旧有効期限	新有効期限
ティッシュペーパー	2015年6月30日	2018年12月31日
コピー用紙、方眼紙	2015年6月7日	2018年12月31日
潤滑剤	2015年6月24日	2018年12月31日
新聞紙	2015年7月12日	2018年12月31日
印刷物	2015年8月16日	2018年12月31日

さらに欧州委員会は、屋内・屋外用塗料とニスに対して EU エコラベルの貼付を認める要件を更新した。

参照：EU 官報 [L 142/32](#)、EU 官報 [L 144/12](#)

(3) 特定の製品に対する EU エコラベルの承認基準（その 3）

欧州委員会は、以下の表 3 に示す通り、特定の製品に対して EU エコラベルの貼付を認める要件の有効期限を延長した。

表 3：特定の製品に対するエコラベル基準の延長

製品	以前の適用期限	新有効期限	各製品のエコラベル承認基準を定義する規則
テレビ	2015年12月31 日	2016年12月31 日	決定 2009/300/EC
履物	2015年12月31 日	2016年12月31 日	決定 2009/563/EC
木製家具	2015年12月31 日	2016年12月31 日	決定 2009/894/EC
ノートパソコン	2015年12月31 日	2016年12月31 日	決定 2011/330/EU
パーソナルコンピューター	2015年12月31 日	2016年12月31 日	決定 2011/337/EU

さらに欧州委員会は、以下の新たな製品グループに EU エコラベルを承認するための要件を制定した。

- 生育培地（植物の根の成長を助けるために使用される物質）
- 土壌改良材（土壌の物質的かつ／又は科学的かつ／又は物理的特性を向上させる物質）
- 腐葉土（土壌改良材の一種）

参照：EU 官報 [L 300/41](#)、[L 303/75](#)

3. エネルギー効率化・エネルギーラベル

(1) 2018年9月1日よりハロゲンランプの禁止

2015年4月17日、EU 加盟国は、2018年9月1日からハロゲンランプを禁止する欧州委員会の提案を承認した。

ハロゲンランプは非常に非効率的（エネルギー効率等級 D）とされ、エネルギー効率がより高い LED 技術に切り替えられる見込みである。当初、EU 加盟国は2016年9月からハロゲンランプの禁止を求めていたが、欧州委員会は LED 技術を適切に開発する十分な時間を産業に与えるために、その禁止を2年間（2018年9月まで）延期することを提案した。

この禁止令は主に無指向性のハロゲンランプを対象とすることから、指向性のハロゲンランプを含む、その他の種類のランプは引き続き市場で流通することとなる。

参照：欧州委員会[プレスリリース](#)（2015年4月17日）、ENDS [記事](#)（2015年4月20日）

(2) 欧州委員会はゲーム機のエネルギー効率に関する自主的な要件を承認

欧州委員会は、マイクロソフト、任天堂、ソニーの3社が合意したゲーム機のエネルギー効率に関する自主的な要件を承認した。

欧州エコデザイン指令（指令2009/125/EC）は、エネルギー関連製品がエネルギー効率基準を満たすことを要求している。エネルギー関連商品とは、電力を直接消費する製品、もしくは、絶縁材などのエネルギー消費に影響を与える製品を指す。欧州委員会は、義務的なエネルギー効率基準の適用、もしくは、業界が自主的に提案した基準がより迅速に効果を発揮すると証明されればそれらを承認することができる。

このような状況において、2014年4月、マイクロソフト、任天堂、ソニーは、欧州市場に流通するゲーム機のエネルギー消費削減の一助となる自主的な基準に従うことに同意した。同基準は、ゲーム機が“ナビゲーションモード”と“メディア再生モード”で使用される場合に適用されるが、ゲーム機の主要な状態である“ゲームモード”には適用されない。業界はゲームモードに対する基準の開発にさらなる時間を必要とするためである。

欧州委員会はこれらの自主的基準に肯定的な評価を与え、承認することとした。実際、マイクロソフト、任天堂、ソニーは、欧州ゲーム機市場の大部分を占めることから、3社が自主的な基準に従うことで、2020年には1 TWh の電力を節約できると見込まれる。しかし、欧州委員会はこれらの自主的基準の適用が予測通りに機能するかを確認するために監視を続ける予定である。これらの自

主的規準が不十分であると証明された場合、欧州委員会はゲーム機に対する義務的なエコデザインの要件を定める可能性もある。

参照：欧州委員会 [プレスリリース](#)（2015年4月22日）

（3）欧州委員会がエネルギーラベルの改定を提案

2015年7月15日、欧州委員会は EU エネルギー表示規則の改訂案を提出し、当初使用していた A から G の基準（7段階のラベル）に戻し、A+、A++、A+++のラベルから構成される現行の非常に複雑な基準を中止するよう提案した。

この“+”の基準は、エネルギー効率の要件を上げ、製品のエネルギー効率を向上させる技術開発を奨励するために2010年に導入された。しかし、現在では大多数の製品がこれら3つの上級カテゴリーのいずれかに属することから、消費者を混乱させる結果となっている。事実、欧州委員会の報告によると、消費者は A+、A++、A+++という3つのラベルの違いを完全には理解しておらず、その結果、エネルギー効率の最も高い製品を購入する意欲が低下している。例えば、2014年の売上は A+の冷蔵庫（販売が許可されている最低の効率）が大半を占め、よりエネルギー効率の高い A++、A+++の冷蔵庫の売上を大幅に上回っている。欧州委員会によると、A から G の段階表示ラベルは、原油換算で年間1700万トンに相当するエネルギーの節約が期待できる。エネルギー効率の向上を更に促進するため、どの製品に対しても最初から最高のラベル（AまたはB）を許可することはない。欧州委員会は、新規定が2017年1月1日までに実施されるべきだと提案している。

この提案が立法化されるには、欧州議会と EU 加盟国の承認が必要となる。

参照：EurActiv の[記事](#)（2015年7月1日）、欧州委員会の[提案](#)（2015年7月15日）、市場監視の[レポート](#)（2015年6月3日）、ENDS の[記事 1](#)（2015年7月15日）、[記事 2](#)（2015年7月14日）、[記事 3](#)（2015年6月30日）、[記事 4](#)（2015年6月3日）

（4）スペースヒーター、ボイラー、照明器具、冷蔵庫に対するエコデザインの要件

欧州委員会は、以下の各種製品に対するエコデザインの要件を採用した。

- 公称熱出力50 kW 以下で固形燃料使用の局所スペースヒーター（参照：EU 官報 [L 193/1](#)）
- 公称熱出力50 kW 以下の家庭用局所スペースヒーターと公称熱出力120kW 以下の商業用局所スペースヒーター（参照：EU 官報 [L 193/76](#)）
- 熱出力500 kW 以下の固形燃料使用ボイラー（参照：EU 官報 [L 193/100](#)）

- 照明器具（無指向性の家庭用照明器具、統合的バラストを持たない蛍光灯、高輝度放電ランプ、指向性ランプ、発光ダイオードランプと関連機器）（参照：EU 官報 [L 224/1](#)）
- 業務用冷蔵庫とプラストキャビネット（参照：EU 官報 [L 177/19](#)）

（5）スペースヒーター、ボイラー、照明器具、冷蔵庫のエネルギーラベル規則

欧州委員会は、以下の各種製品に対してエネルギーラベル規則を採用した。

- 公称熱出力50 kW 以下の局所スペースヒーター（参照：EU 官報 [L 193/20](#)）
- 定格熱出力70 kW 以下の固形燃料使用ボイラー（参照：EU 官報 [L 193/43](#)）
- 電球と照明器具（参照：EU 官報 [L 198/31](#)）
- 業務用冷蔵庫（参照：EU 官報 [L 177/2](#)）

（6）EU・米国間の エネルギーラベル協定におけるコンピューター用共通仕様書

2013年、EU と米国はオフィス設備に対するエネルギー効率ラベルプログラムの調整に関する協定に署名した。同協定は、エネルギーの節約と環境保全上の利点を最大化し、米国と欧州製品の間に一貫性を確保することを目的としたものである。同目的達成のため、協定の一部はオフィス設備の共通仕様書を開発、定期的な見直しを行うだけでなく、エネルギー効率製品を識別するための共通ロゴの活用に関する内容となっている。

こうした中、2015年7月、欧州委員会はコンピューターに関する共通仕様書を変更する決定を下した。

参照：EU 官報 [L 217/9](#)

（7）欧州委員会が循環型経済の新政策パッケージを提案

① 概要

2015年12月2日、欧州委員会は循環型経済に向けた新たな政策パッケージを発表した。

循環型経済とは、限りある資源の更なる有効利用により廃棄の防止を基盤とする経済システムである。こうした経済改革は、環境保護上の効果があるだけでなく、グリーン分野に新たな雇用を創出し、より適切な資源管理を通じて産業の競争力強化につなげる。

循環型経済政策パッケージの重要な目的のひとつは、製品の効率性や耐久性、リサイクル性を高めることである。この目的のために欧州委員会が提案した政策パッケージは、製品の最初の設計段

階から生産過程、消費段階、使用済み及び再利用段階までを対象とする製品のライフサイクル全体を対象にしている。

同政策パッケージは、以下の2種の規制措置により構成されている。

- 生産及び消費段階を中心に製品の効率性と耐久性を高めるための将来的なイニシアティブの概要を示すアクションプラン
- 廃棄物管理と再利用に注目した一連の法案（法的拘束力を持つ指令）

② アクションプラン

上記のアクションプランは、製品のライフサイクルにおける生産と消費段階を対象とする。欧州委員会は特に、資源効率の高い製品設計を確実にする政策を採択する予定である。つまり、将来的なエコデザインの法令は、製品の修復可能性、アップグレードの可能性、耐久性、リサイクル性を高めるための要件を導入する予定である。これに関連し、欧州委員会は各欧州標準化機関（ESO）に対して具体的な基準の策定を依頼することになる。

プラスチック、食品廃棄物、重要な原材料、建築・解体材、バイオマス及びバイオ製品を含む複数の部門は、優先的にターゲットを絞って取り組むことになる。

同アクションプランは、二次原料（再利用物質など）に対する欧州市場の開発も目指す。現在、二次原料に関する共通の品質基準が存在しないことから、製造業者は総じて高品質の原材料を求め、EU 域内での二次原料の取引は困難な状況となっている。実際のところ、EU 域内の二次原料のうち約25%（英国では50%）が第三国の市場に輸出されている。欧州委員会は、EU 域内で二次原料が簡単に取引できるように共通の品質基準を策定する意向である。

③ 廃棄物法の改正

循環型経済政策パッケージには、廃棄物とリサイクルの新たな目標を設定する一連の法案が含まれており、主な目標値は以下の通りである。

- 2030年までに都市廃棄物の65%をリサイクル
- 2030年までに包装廃棄物の75%をリサイクル
- 2030年までに全廃棄物の最大10%まで埋め立てを削減

法案の中には、電気及び電子機器廃棄物、廃棄車両、バッテリー、アキュムレータのリサイクルに関する指令も含まれており、これらの法案の立法化には、欧州議会と EU 加盟国の承認が必要である。

表 4：サーキュラーエコノミーのアクションプラン：主な実施内容と時期

実施内容	時期
テレビとディスプレイの効率基準に関する提案	2015年末～2016年初め
サーキュラーエコノミーの要素をエコデザイン法令に取り入れ、欧州標準化機関に対して製品の耐久性、修復可能性、リサイクル性に関する基準策定の依頼	2016 年以降
二次原料（特にプラスチック）に対する品質基準の策定	2016 年以降
食品廃棄物法の制定	2016年
サーキュラーエコノミーでのプラスチックに関する戦略	2017年

参照：欧州委員会のウェブサイトと[プレスリリース](#)（2015年12月2日）、欧州委員会の[アクションプラン](#)と[付属書](#)、エンドオブライフ自動車の[指令提案](#)（2015年12月2日）、EurActiv の[記事 1](#)、[記事 2](#)（2015年12月2日）

4. 製品安全

(1) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）は、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品ならびに該当する製品の販売や使用を阻止または制限するために実施された政策に関する情報交換を EU 加盟国と欧州委員会の間で迅速に行うための EU の警告システムである。なお、食品、医薬品、医療機器は他の警告メカニズムにより監視されているため、RAPEX には含まれていない。

2015年3月～4月、EU 加盟国は RAPEX システムの下、危険性のある日本製乗用車について通知を行った。通知の詳細は以下の表に示す通りである。

表 1：日本製品に対する RAPEX 通知（3～4月）

製品	リスク／不具合	通知国	対策	参照
スバル乗用車	インタークーラー内にエンジンオイルの残留物が蓄積し、内部が損傷することで事故を起こす可能性。	スペイン	消費者からリコール	RAPEX Notification
三菱自動車乗用車	調光スイッチ、かつ、または方向指示器の誤作動	ドイツ	消費者からリコール	RAPEX Notification
トヨタ自動車大型トラック	潜在的な燃料漏れによる事故のリスク	ドイツ	消費者からリコール	RAPEX Notification

2015年5月～6月、EU 加盟国は RAPEX システムの下、以下の日本製品（乗用車、オートバイ、入れ墨用インク）について通知を行った。通知の詳細は以下の表に示す通りである。

表 2：日本製品に対する RAPEX 通知（5－6月）

製品	リスク／不具合	通知国	対策	参照
ヤマハ オートバイ	緩衝装置に対するロッドナットの接続不良による事故の危険性	ドイツ	消費者からリコール	RAPEX Notification
ホンダ オートバイ	緩衝装置に対するロッドナットの接続不良による事故の危険性	ドイツ	消費者からリコール	RAPEX Notification
トヨタ 乗用車（カローラ、ヤリス、アベンシス・ヴァース）	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
トヨタ 乗用車（ヤリス、RAV4、ハイラックス）	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
クロシミ 入れ墨用インク	法定制限値を上回る 多環芳香族炭化水素類（PAH）と鉛の使用	スウェーデン	市場から製品回収	RAPEX Notification
日産 乗用車	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
ホンダ 乗用車（アコード、アコードツアラー、シビック、CR-V、ジャズ、ストリーム）	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	英国	消費者からリコール	RAPEX Notification
ホンダ 乗用車（シビック、ジャズ、CR-V）	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	英国	消費者からリコール	RAPEX Notification
スバル 乗用車	エアバッグの欠陥による怪我の危険性	英国	消費者からリコール	RAPEX Notification
スズキ 乗用車	イグニションスイッチに使用される潤滑油の炭化による火災の危険性	ハンガリー	消費者からリコール	RAPEX Notification

2015年7月～8月、EU 加盟国は RAPEX システムの下、以下の日本製品（乗用車、オートバイ）について通知を行った。通知の詳細は以下の表に示す通りである。

表 3：日本製品に対する RAPEX 通知（7-8月）

製品	リスク／不具合	通知国	対策	参照
インフィニティ 乗用車	タイミングチェーンテンショナーの不良ガasketにより、走行中にエンジンオイルが漏れる危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Notification
レクサス 乗用車	ブレーキシステムの潜在的な不具合による事故の危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Notification
ホンダ オートバイ	スターターリレーの欠陥による事故と火災の危険性	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX Notification
トヨタ 乗用車（オーリス、プリウス）	エンジンコントロールユニット（ECU）のリセットがハイブリッドシステムの電源を落とし、運転中の車両の停止や衝突の危険性を増加	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX Notification
ヤマハ オートバイ	超高温時にオルタネーターの巻線が損傷し、完全に停止する可能性。その結果としてバッテリーが切れた場合、オートバイの運行中にエンジンが突然停止する可能性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Notification
スズキ 乗用車	アンチロックブレーキシシステム（ABS）の潜在的な欠陥による事故の危険性	ポーランド	消費者から リコール	RAPEX Notification

2015年9月～10月、EU 加盟国は RAPEX システムの下、日本製品（オートバイと乗用車）に対して通知した。通知の詳細は以下の表に示す通りである。

表 4：日本製品に対する RAPEX 通知（9-10月）

製品名	リスク／不具合	通知国	対策	参照
ヤマハ オートバイ	サイドケースのロック機構の不具合により、走行中にケースの緩み、落下を引き起こす危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Notification
カワサキ オートバイ	潜在的な短絡によるエンジン失速の危険性	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX Notification
ヤマハ オートバイ	オイルパイプのひとつから潜在的なエンジンオイルの漏出による火災の危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Notification
スズキ オートバイ	技術的欠陥によるエンジン冷却水漏出の可能性。	ハンガリー	消費者から リコール	RAPEX Notification
三菱自動車 乗用車	エアバッグの欠陥	ポーランド	消費者から リコール	RAPEX Report 44

2015年11月～12月、EU 加盟国は RAPEX システムの下、日本製品（オートバイと乗用車）に対して通知した。通知の詳細は以下の表に示す通りである。

表 5：日本製品に対する RAPEX 通知（11-12月）

製品	リスク／不具合	通知国	対策	参照
ホンダ オートバイ	後輪の引きずりによる事故と火災発生リスクの増加	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
トヨタ 乗用車	運転席側パワーウィンドウスイッチの短絡の可能性による火災のリスク	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
三菱 乗用車	ライト、ワイパーを含む電気部品の欠陥	ドイツ	消費者からリコール	RAPEX Notification
ホンダ オートバイ	エアバッグの欠陥による怪我のリスク	ポルトガル	消費者からリコール	RAPEX Notification
OBM – NEWTECH 接着剤	皮膚炎や他の健康被害の原因となりうるクロロホルムを大量に含み、EUの化学的規制（REACH）に準拠しない。	リトアニア	製品販売禁止	RAPEX Notification

（2）欧州の自転車安全基準

欧州委員会は、シティサイクルとトレッキングバイクに対して新たな安全基準を採択した。

これらの基準は欧州委員会の要請により欧州標準化機関（ESO）が作成したもので、製造業者が欧州市場で製品を販売する場合、この基準に従わなくてはならない。

表 6：新たに承認された欧州基準

製品	基準	各基準が定める項目
シティサイクル、トレッキングバイク、マウンテンバイク、レース用自転車	EN ISO 4210-1:2014	用語と定義
	EN ISO 4210-2:2014	要件
	EN ISO 4210-3:2014	共通試験方法
	EN ISO 4210-4:2014	ブレーキ試験方法
	EN ISO 4210-5:2014	操縦試験方法
	EN ISO 4210-6:2014	フレームとフロントフォークの試験方法
	EN ISO 4210-7:2014	車輪とリムの試験方法
	EN ISO 4210-8:2014	ペダルと駆動システムの試験方法
	EN ISO 4210-9:2014	サドルとシートポストの試験方法
幼児用自転車	EN ISO 8098:2014	安全要件と試験方法

参照：EU 官報 [L 111/30](#)

(3) 子供用品に対する安全基準の承認

欧州委員会は、各種の子供用品に対する新たな安全基準を承認した。これらの安全基準は、欧州委員会からの要請により欧州標準化機関（ESO）が作成したもので、製造業者が製品を販売するためには、これらの基準を満たさねばならない。

表 7：承認された新しい欧州基準

製品	基準	基準が対象とする内容
子供用衣類に使用される紐と引き紐	EN 14682:2014	子供用衣類の安全性（絞死、怪我、絞扼の防止）
キャリーコットとスタンド	EN 1466:2014	子供用育児用品
安全バリア	EN 1930:2011	子供用育児用品
家庭用おもちゃ交換台	EN 12221-1:2008+A1:2013（パート1とパート2）	子供用育児製品

参照：EU 官報 [L 207/73](#)

(4) 衣類・繊維製品中の有害化学物質の禁止

欧州委員会は、環境へのリスクが高いとして、衣類に幅広く使用される有害物質であるノニルフェノールエトキシレート（NPE）の使用を制限した。

NPE は繊維業において、洗浄、染料、すすぎ剤として広く用いられている。同物質は、衣類や繊維製品を洗う際に水中に放出され、魚のホルモン、成長、生殖能力を乱すなどして水域環境に危害を及ぼす。

こうした状況を踏まえ、欧州委員会は0.01%以上の NPE を含む全ての衣類と繊維製品を禁止し、海外から輸入される衣類と繊維製品も同様に禁止される。

参照：ENDS の[記事](#)（2015年7月20日）、欧州委員会の[規制案](#)

(5) 欧州委員会が EU 安全要件を満たしていない基準に対して通知

欧州委員会は、以下の製品に対する一連の安全基準が EU 法が定める全ての安全要求を満たしていないとして警告を行った。

該当する基準は見直しが行われ、変更される予定だが、より適切な基準が作成されるまでは警告と制限の下で有効とされる。

表8：EUの安全要件を満たしていない基準の一覧

安全基準		参照
EN 60335-2-15:2002	(コーヒーや牛乳など) 液体加熱用の家庭用器具	EU 官報 L 185/23
EN 12635:2002+A1:2008	工業、商業、車庫用ドア及びゲートの設置と使用	EU 官報 L 193/130
EN 13241-1:2003+A1:2011	耐火性または煙制御特性を持たない工業、商業、車庫用ドア及びゲート	EU 官報 L 199/40

(6) 各種製品安全基準の削除

欧州委員会は、以下の安全基準はもはや製品の安全性を確保すると考えられないため除外することとし、今後、製造業者はこれらの基準を満たす必要がなくなった。

当該の基準は以下の通りである。

- おしゃぶりホルダーに対する EN 12586:1999と EN 12586:1999/AC:2002
- おしゃぶりに対する EN 1400:2002
- 水泳指導の浮力補助具に対する EN 13138-2:2002
- バーベキューに対する EN 1860-1:2003

参照：EU 官報 [L 2013/29](#)

(7) 一般消費者用の繊維製品と衣類に対する有害物質規制の可能性に関する広聴会

10月22日、欧州委員会は一般消費者用の繊維製品（カーテン、絨毯、タオル、寝具など）及び衣類に含まれる有害物質を制限する可能性に関して広聴会を開始した。

具体的には、1A と1B に区分され、発がん性、変異原生、生殖毒性があるとされる CMR 物質を対象としている。欧州委員会は、禁止を検討する291の有害物質リストを選出し、そのリストにはフタル酸類、難燃剤、顔料などが含まれる。

広聴会の主な目的は、以下の情報を収集することである。

- 該当の消費者用品で検出される CMR 物質の存在または存在の可能性
- 衣類と繊維製品における当該物質の濃度と機能ならびに代替手段の有無
- 社会経済的影響と当該物質制限の実行可能性

広聴会は2016年1月22日まで行われる予定で、CMR 物質が禁止されることで直接影響を受ける衣類・繊維企業を中心に、全ての関係者が招待される。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2015年10月22日）、ENDSの[記事](#)（2015年10月22日）

（8）より安全な医療機器

10月5日、EU 加盟国は医療機器に対する将来的な規制を適用するための全般的なガイドラインに合意した。

医療器具には、単純な絆創膏やコンタクトレンズから、精密なペースメーカーや人工股関節まで幅広い製品が含まれる。EU における医療機器の安全性と性能に関する規制は1990年代に初めて統一されたが、科学と技術的進歩により定期的な更新が必要である。

こうした背景において、EU 加盟国が合意した全般的な取組みは、医療機器に対する将来的な EU 規制を展開するための基礎となる。これは、製品の安全性と効率を高める一方で、欧州における医療機器分野の技術革新を促し、競争力を高めることを目指す。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2015年10月5日）、欧州委員会の医療機器に関する[ウェブサイト](#)

（9）玩具中の特定の化学物質に対する新たな規制

欧州委員会は、玩具に使用される可能性のある特定の化学物質の総使用量を制限した。これらの化学物質は、癌、アレルギー、他の毒作用など深刻な健康上の被害を子供に与える可能性があると考えられている。

該当の物質は以下の通りである。

- ホルムアミド（プラスチック及び高分子産業で溶媒や可塑剤として使用される物質）（参照：EU 官報 [L 306/17](#)）
- ベンジソチアゾリノン（水性の玩具に防腐剤として使用される物質）（参照：EU 官報 [L 306/20](#)）
- クロロメチルイソチアゾリノン、メチルイソチアゾリノン（水性の玩具に防腐剤として使用される物質）（参照：EU 官報 [L 306/23](#)）

（10）携帯用ガス器具と墜落防止器具に対する安全基準

欧州委員会は、以下の安全基準の有効性を見直した。

- 「液化石油ガス器具及び携帯用蒸気圧液化石油ガス器具」に対する基準 EN 521:2006

同基準は、携帯用フラットガスコンロの安全な使用を保証しないため、今後は当該製品には適用しない。（参照：EU 官報 [L 333/120](#)）

- 「個人用墜落防止器具及びアンカー器具」に対する標準 EN 795:2012

同基準は、等級 A、等級 C、等級 D に相当するアンカーには今後適用しない。（参照：EU 官報 [L 309/10](#)）

5. 自動車・運輸部門

(1) UN/ECE が自動車部品に関する統一の規則を採用

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、様々な自動車部品の承認に関して統一の規則を採用した。

欧州委員会は、国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に関与している。

表1：UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当項目	参照
規則 N. 107	M2又は M3カテゴリーに属する車両の全般的構造	EU 官報 L 153/1
規則 N. 110	圧縮天然ガス（CNG）かつ／又は、液化天然ガス（LNG）を推進システムに使用する車両の特定の部品 圧縮天然ガス（CNG）かつ／又は、液化天然ガス（LNG）を推進システムに使用するために型式認証された特定の部品の設置に関する車両	EU 官報 L 166/1
規則 N. 120	農業・林業用トラクターと移動式特殊機器に装備される内燃エンジン	EU 官報 L 166/170

(2) トラックの重量と寸法に関する新たな規則

欧州委員会は、トラックの重量と寸法に関する新たな指令を採択した。同指令は交通安全と燃料効率向上のため、現行の重量と寸法の上限を超えて、より空気抵抗の少ないトラックの設計をメーカーに許可するものである。

さらに同指令は、電力や水素などのクリーン燃料を使用する車両に対し、1 トンまでの重量超過を許可することでクリーン燃料の展開を推進する予定である。

大型トラックの新デザインは、2022年の時点で許可される予定。欧州委員会は、新型設計のトラックに対する型式認証要件を2016年までに制定する意向である。

参照：EU 官報 ([L 115/1](#))、欧州理事会の[プレスリリース](#)（2015年4月20日）

(3) 車両緊急通報システム（eCall）の採用

EU は、2018年3月31日時点で全乗用車と軽商用車に対して eCall（イーコール）と呼ばれる車両緊急通報システムの装備を義務付ける新規則を採択した。欧州委員会は、2021年3月までにバス、トラック、長距離バスなど他種車両に対して eCall 技術を義務付けるべきかどうかを検討する予定である。

eCall 技術は、大きな自動車事故が発生した場合に自動的に欧州の緊急用電話番号112と救援サービスに通報するように設計されている。この112を基本とするサービスは、一般市民が利用できて無料だが、使用者が望む場合には他の救急サービスに変更することができる。

データの機密性と保護を確実にするために、eCall サービスは衝突時にのみ機能し（運転手の行動は追跡しない）、車種や使用燃料、事故発生時間、正確な場所、乗客数など必要不可欠な情報のみ伝えることとなる。さらに、メーカーは収集したデータを完全に永久的に削除することを求められる。

EU は、2014年に採択した別の規則の下で2017年10月1日までに eCall システムを処理する十分なインフラを整備するよう加盟国に対して求めている。

参照：EU 官報 [L 123/77](#)、欧州議会の [プレスリリース](#)（2015年4月28日）および [記事](#)（2015年4月27日）、欧州委員会の [プレスリリース](#)（2015年4月28日）、ACEA の [プレスリリース](#)（2015年4月28日）、EurActiv の [記事](#)（2015年4月29日）

(4) 海上輸送に関連する CO2の排出

欧州委員会は、EU 内で稼働する船舶から排出される二酸化炭素（CO2）を正確に監視、報告、検証するための規則を示す規制を採択した。

これらの評価は、欧州委員会が海上輸送からの CO2排出を削減するための政策や対策を提示する際に役立つとみられる。

参照：EU 官報 [L 123/55](#)

(5) UN/ECE が自動車部品に関する統一の規定を採用

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、各種自動車部品と機能の承認に関して統一の規則を採用した。

欧州委員会は、国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に関与している。

表 2: UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当する部品と機能	参照
規則 N. 83	エンジン燃料要件に準じる汚染物質の放出	EU 官報 L 172/1
規則 N. 95	側面衝突時の乗員の保護	EU 官報 L 183/91
規則 N. 14	シートベルトアンカレッジ ISOFIX アンカレッジシステム ISOFIX トップテザーアンカー 「i-Size」のシートポジション	EU 官報 L 218/27

(6) 自動車メーカーが電気自動車用アコースティック車両警告システムを開発

日産、ルノー、PSA 及びその他企業は、欧州委員会の資金供与による3年間のプロジェクト「eVADER」の一環として、電気自動車用のアコースティック車両警告システム（AVAS）を共同開発する。

同システムは、日産リーフのフロントガラスに埋め込まれたカメラで、歩行者や自転車利用者、その他の道路ユーザーを認識するプログラムにより、電気自動車が接近すると音声警告を発する。同プロジェクトは、騒音公害を回避しつつ交通安全の向上を図ることが主要目的となっている。よって、同プロジェクトのパートナー企業は、開始段階から、従来型ガソリン車やディーゼル車よりも5デシベル低く、耳障りの良い機械的な音声シグナルを目指すこととしている。

欧州委員会は、同プロジェクトの結果は、将来的に電気自動車用の音声シグナルに関する EU 法規の策定に使用される可能性がある、としている。欧州委員会は、2017年に同法案を発表し、電気自動車の AVAS システム使用が2019年7月1日から義務付けられる見通しとなっている。

参照：Business Car の[記事](#)（2015年8月18日）、Automobile Propre の[記事](#)（2015年8月24日）、Quattroruote の[記事](#)（2015年8月18日）、Auto Plus の[記事](#)（2015年8月18日）、Ansa の[記事](#)（2015年8月19日）、Repubblica の[記事](#)（2015年9月1日）、Avere France の[記事](#)（2015年8月25日）、eVADER の[ウェブサイト](#)

(7) 乗用車からの CO2排出量削減を支援する革新的技術

欧州委員会は、ポルシェ AG が開発した革新的技術をエコイノベーション技術と認定した。同技術は、乗用車から排出される CO2を少なくとも1 g CO2/km 削減する手助けを行う。

同技術は、惰行機能で、燃焼機関が一時的に停止している状態でも車両の走行を可能にする知的システムである。つまり、惰性走行中にエンジンは車輪から分離されるが、補助装置（ジェネレータ、コンプレッサ、ウォーターポンプなど）の機能は確保される。さらに、車両の運動エネルギーが走行抵抗を取り除くために直接使用されるため、燃料の消費を減らすことができる。

CO2排出量の削減を目指す自動車メーカーは、欧州委員会の承認に基づき、同革新的技術を自社の車両に装備できるが、同技術を搭載した車両に適用される特定の型式認証規則に従わなければならない。

表 3 : CO2排出量削減のために承認された技術

メーカー	革新技術	参照
ポルシェ AG	惰行機能	EU 官報 L 184/22

(8) 車による大気汚染を測定する新試験

10月28日、自動車技術委員会（TCMV）は実走行による排ガス（RDE）試験に合意した。TCMVは、欧州委員会が設立した専門家グループである。

RDE 試験により、乗用車の実走行条件下、つまり車両が実際の道路を走行している間に排出する大気汚染物質、窒素酸化物（NOx）の量を測定することが可能となる。同試験は、走行する車両に取り付ける車載型排出ガス計測装置（PEMS）を使用して行われる。

RDE 試験は、欧州で用いられている NEDC（新欧州ドライビングサイクル）試験よりも更に正確に測定できると考えられている。RDE とは異なり、NEDC は研究室の中で行われる。事実、NEDC 試験で得られた排出量は、実際に道路を走行する車両の排出量よりも大幅に低いことが幅広く実証されている。こうした背景に対し、欧州委員会は、NEDC を補完し、より正確な方法で大気汚染物質の排出量を測定するため、RDE 試験を開発した。2015年9月に発生したフォルクスワーゲンの排出量不正問題を受けて、欧州委員会は RDE 試験の完成と導入を急いだ。

自動車メーカーが新試験の手順に適応するために時間が必要なことを考慮し、欧州委員会は連続する3段階により RDE 試験を導入し、2020年の時点で完全に実施することを提案した。さらに、欧州委員会は「適合値」と呼ばれ、実走行テスト中の車載型排出ガス計測装置（PEMS）を使用中に生じうる誤差も考慮し、自動車産業が排出量の法的制限値である80 mg/km（ユーロ6 排出ガス基準）を超過する可能性を認めた。

欧州委員会は、以下の日程と実施スケジュールを提案している。

- 2016年1月：監視目的で RDE を導入。（RDE は型式認証プロセスには影響しない）
- 2017年9月～2020年1月：段階的導入期間。 車両はユーロ6排出ガス基準の110%（168 mg/km）までの超過が認められる予定。
- 2020年1月以降：段階的導入期間の終了。 この時点から自動車メーカーは EURO6 排出ガス基準の50%（120 mg/km）までの超過が恒久的に認められる。

RDE の提案を法律とするには、欧州議会と EU 加盟国の承認を得ねばならない。10月27日に採択された決議において、欧州議会は自身の立場を明確にし、欧州委員会は自動車産業の利益のために過度の適合値を許容すべきではない、と警告した。

表 4：欧州委員会が提出した RDE 規則

日程	RDE 下の排ガス制限値	適合値	排出ガス規制 (ユーロ 6)
2016年1月～2017年9月	-	-	80 mg/km
2017年9月～2020年1月	168 mg/km	2.1	
2020年1月以降	120 mg/km	1.5	

参照：欧州委員会の[プレスリリース1](#)（2015年10月29日）、[プレスリリース2](#)（2015年10月28日）、EurActiv の[記事](#)（2015年10月29日）、ENDS の[記事](#)（2015年10月26日）、Sole 24 Ore の[記事](#)（2015年10月25日）、Automotive News Europe の[記事1](#)（2015年10月29日）、[記事2](#)（2015年10月28日）、ガーディアン紙の[記事](#)（2015年10月27日）

（9）自動運転技術とコネクテッドカーに関する G7宣言

9月16日、ドイツのアレクサンダー・ドブリント運輸デジタルインフラ相の招きを受けて、G7（米国、カナダ、イギリス、イタリア、フランス、ドイツ、日本）の運輸相と EU の運輸担当ヴィオレッタ・ブルク欧州委員は、フランクフルトで自動運転とコネクテッドカーの分野で将来的な協力関係を検討するための会議を行った。

G7の運輸相とブルク欧州委員は、以下3つの主要分野で協力を進めることに合意した。

- 研究分野のより良いコーディネートと国際規格の策定に向け、国際的に調和のとれた規制枠組みの促進
- 技術規則のさらなる開発
- データ保護とサイバーセキュリティの徹底

この分野の対話は、2016年に日本で実施される次期 G7運輸相会議まで続けられる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース1](#)（2015年9月17日）、[プレスリリース2](#)（2015年9月17日）、BMVI [プレスリリース](#)（2015年9月17日）

(10) 電気自動車とスマートグリッドに関する EU と米国の協力

(Journal of Applied Physics 61号参照)

10月29日、欧州委員会は、米国の研究機関との協力の下、電気自動車とスマートグリッドの共通規格及び試験方法を開発する、新たな研究施設を開設した。

これは、将来的な電力グリッドに e モビリティを統合させるため、電気自動車とスマートグリッド間の完全な相互運用性を促すことが主要目的である。もうひとつの目的は、米 EU 間の技術的・貿易障壁を取り払うことで、大西洋を越えた相互運用可能な技術を促進し、これら技術をより幅広い市場に拡大することである。

欧州の研究機関（欧州相互運用可能性センターなど）は、共同研究センター（JRC）が運営する。米国側の研究機関は、アルゴンヌ国立研究所（シカゴ、イリノイ）にあるスマートグリッド相互運用可能性センターである。この取り組みは、電磁適合性（electromagnetic compatibility）とバッテリー試験も含むより両国間の幅広い協力プログラムの一環である。

参照：JRC の [プレスリリース](#)（2015年10月29日）

(11) UN/ECE が自動車部品に関する統一の規定を採用

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、各種自動車部品の承認に関して統一の規則を採用した。欧州委員会は、国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に関与している。

表 5：UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当項目	参照
規則 N. 16	シートベルト、拘束装置、チャイルドシート、ISOFIX チャイルドシート シートベルト装備のある車両、シートベルトリマインダー、拘束装置、チャイルドシート、ISOFIX チャイルドシート、i-Size チャイルドシート	EU 官報 L 304/1
規則 N. 13-H	乗用車のブレーキについて	EU 官報 335/1

(12) 欧州委員会の提案による RDE 試験を欧州議会が否決

12月14日、欧州議会の環境委員会（ENVI）は、欧州委員会が提案した実際の走行環境での排出（RDE）試験に反対の決議を採択した。

欧州委員会が提案した RDE 試験は、2020年1月の時点で Euro 6 排出ガス基準が定める窒素酸化物（NOx）の排出量（80 mg/km）を自動車メーカーが50%まで超過することを認めようとするものだった。これは、車両が120 mg/km まで窒素酸化物（NOx）を排出できることを意味する。欧州委

員会は、この許容超過量は実際の走行時に車載型排出ガス計測装置（PEMS）による排出量計測時に発生しうる正当な誤差の範囲内であると説明している。

しかし、欧州議会環境委員会（ENVI）によると、欧州委員会が提案した寛大な超過量は正当ではない。実際、環境委員会は欧州共同研究センター（JRC）が行った研究を指摘し、PEMS による計測の最大誤差は30%、平均18.75%だったことを強調した。

欧州議会全体による投票は、1月18日から21日の間に行われる2016年最初の本会議で行う。反対の決議が承認された場合、欧州委員会は RDE 試験に対する新たな案を提出しなくてはならない。

参照：欧州議会の[プレスリリース](#)（2015年12月14日）、EurActiv の[記事](#)（2015年12月15日）、ENDS の[記事](#)（2015年12月15日）、ACEA の[プレスリリース](#)（2015年12月15日）、EEA の[プレスリリース](#)（2015年11月30日）

（13）軽商用車と乗用車による2014年の CO2平均排出量を公表

欧州委員会は、EU を拠点とする各自動車メーカーの小型商用車と乗用車による2014年の CO2平均排出量を公表した。それらの数値に対し、欧州委員会は各メーカーが同年の排出目標を達成しているかどうかの評価を行った。

同文書には、ホンダや三菱、日産、スズキ、トヨタなど日本のメーカーの平均排出量も記載されている。

参照：EU 官報 [L 318/39](#)、[L 318/53](#)

（14）ユーロ NCAP が新たな歩行者安全テストを開発

欧州車両安全性能評価プログラム（ユーロ NCAP）は、車両に搭載された自動緊急ブレーキ（AEB）システムが、どの程度歩行者を検知し、衝突を防止できるかを評価する新たな試験を開発中である。

開発中の試験は、都市で発生する最も一般的な状況を想定する。例えば、歩行中の大人、道路への飛び出し、駐車中の車の背後からの子供の飛び出しなど。試験の実施にあたって、ユーロ NCAP は特別に開発した「歩行者ダミー」を配置する予定である。

同試験は、最高時速25マイルで走行中の車両がダミーとの衝突を防止するための能力を評価するために設計されている。さらに速い時速25～37マイルで走行する車は、衝突速度を時速25マイル未満に減少することができるため、衝突時の衝撃は破壊力が下がることになる。

試験の最初の結果は、2016年2月に発表される見込みである。また、ユーロ NCAP は2016年にサイクリストとの衝突シミュレーションを開始する予定だと発表した。

参照：Euro NCAP の[プレスリリース](#)（2015年11月10日）、Business Car の[記事](#)（2015年11月10日）、AutoCar の[記事](#)

（15）乗用車からの CO2排出量削減に役立つ革新的技術

欧州委員会は、「乗用車からの CO2排出量を最低でも1 g CO2/km 削減する手助けを行う技術」を革新的な「エコイノベーション技術」として認定した。

同技術は、株式会社デンソーが開発した高効率オルタネータである。

欧州委員会の承認により、CO2排出量の削減を目指す全自動車メーカーが自社の車両に同技術を搭載することができる。その場合、自動車メーカーはデンソーのオルタネータを搭載した車両に適用される特定の型式認証規則に準じる必要がある。

参照：EU 官報 [L 322/64](#)

（16）動力駆動車両の一般安全に関する型式認可要件の正誤表

EU は、動力駆動車両及びトレーラー、システム、部品、個別の技術ユニットの一般安全に関する型式認可要件を対象とした2009年の規則（EC 規則 N. 661/200）の正誤表を発表した。

参照：EU 官報 [L 308/11](#)

6. 機械

（1）UN/ECE が自動車部品に関する統一の規則を採用

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、様々な自動車部品と機能の承認に関して、統一の規則を採用した。

欧州委員会は、国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に関与している。

表 1：UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当項目	参照
規則 N. 100	エレクトリックパワートレイン	EU 官報 L 87/1
規則 N. 118	内部コンパートメントに使用されている部品の燃焼挙動、エンジンコンパートメント、個別の加熱室、かつ、または、特定の種類の車両の構築に使用されている断熱材の燃料または潤滑剤を反発する機能	EU 官報 L 102/67

(2) 欧州委員会による ITS 標準化の要請

4月14日、欧州委員会は高度道路交通システム（ITS）の基準を定める要請案を通知した。

同要請は、欧州標準化機関（ESO）となる、欧州標準化委員会（CEN）、欧州電気標準化委員会（Cenelec）、欧州電気通信標準化機構（ETSI）に通知された。欧州委員会は EU の手順規則の下、欧州標準化機関に対して EU の政策目標の支柱となる標準の開発を要請している。

要請された ITS 基準は、マルチモーダル情報、交通管理、都市型物流という 3つの主な応用分野に関するものである。

表 2: 欧州委員会が想定する主な ITS 基準

応用分野	要請基準
マルチモーダル情報	新しいモビリティサービス（車や公共自転車のシェアサービスなど） 代替燃料のインフラ（燃料供給施設の位置情報と利用状況、充電モデルと性能、支払方法など）
交通管理	一連の交通管理対策
都市型物流	軽自動車、商用車、大型車両用のインテリジェントパーキング 特定の貨物車両と物流部門向けの情報サービス

さらに、欧州委員会は上述の全基準を一体化する都市型 ITS アーキテクチャーの要請を行う意向である。

そして、その通知は専用のオンライン通知システムを通じて行われ、提案された基準に対してステークホルダーが反対したり、コメントを残したりすることができる。欧州委員会はステークホルダーからのフィードバックに基づき、正式な標準化要請を発令する予定である。その後、欧州標準化機関は標準化の要請を受諾あるいは拒絶することができる。

参照：欧州委員会 [ウェブサイト1](#)、[ウェブサイト2](#)

(3) 特定車両における AEBS の新たな型式認証要件

欧州委員会は、特定車両における先進緊急ブレーキシステム（AEBS）に関して、さらに厳格な型式認証要件を新たに導入した。

該当する車両は、車両総重量が 8 トン、またはそれ以下で、M2と N2のカテゴリーに属する車両である。新たな型式認証要件は、国連欧州経済委員会（UN/ECE）がこれら車両に対して作成した要件に従っている。

参照：EU 官報 [L 93/35](#)

7. 電気・電子機器

(1) 欧州委員会が日本製品の輸入に対して暫定的な反ダンピング関税を発動

2015年5月、欧州委員会は、日本と他の第三国（中国、韓国、ロシア、米国）から輸入される厚さ 0,16 mm 以上の方向性電磁鋼板（GOES）に対して暫定的な反ダンピング関税を課す仮決定を行った。GOES は以下のような様々な種類の製品に用いられる材料である。

- 電源・発電変圧器
- 分岐リアクトル（負荷変動中に電圧を安定させるために高電圧エネルギー伝達システムで使用されるもの）
- 小型の変圧器を装備した装置（電化製品や宇宙航空機器、航空機器、電子機器など）
- 大型高性能発電機

日本から輸入される該当製品に関する反ダンピング調査は、欧州鉄鋼連盟（EUROFER）からの申し立てを受け、2014年8月に開始された。2013年7月1日から2014年6月30日までの期間を対象とした調査中に、欧州委員会は特に以下の二社の日本の輸出企業を訪問している。

- JFE スチール株式会社（東京）
- 新日鐵住金株式会社（東京）

同調査は、欧州産業への影響を防ぐために、日本から輸入される該当製品に対する反ダンピング関税が必要であると結論付けている。結果、暫定的に以下の関税が日本の輸出業者に課された。欧州委員会は今後さらに調査を進め、最終的な反ダンピング関税を決定する予定。

表 1：日本から輸入されるシリコン電気鋼に対する反ダンピング関税

輸出業者	反ダンピング課税
JFE スチール株式会社（東京）	34,2%
新日鐵住金株式会社（東京）	35,9%
他の全企業	35,9%

参照：EU 官報 [L 120/10](#)

（2）電化製品への使用が規制される物質

欧州委員会は、電気・電子機器に対する 4 物質の使用を禁止した。当該の4質は、フタル酸ビス-2-エチルヘキシル（DEHP）、フタル酸ブチルベンジル（BBP）、フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ジイソブチル(DIBP)のフタル酸エステル 4 種類である。欧州委員会によると、これらの物質は廃棄作業中にリサイクル、人体、環境に悪影響をもたらすという。

2019年7月の時点で、これらの物質を0,1%以上含む製品は EU 内での流通が禁止される。医療機器における当該物質の使用についても、2021年7月の時点で同様の規制が適用されることになる。

4種類のフタル酸エステルは、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）を含む、現行の規制物質リストに追加された。これらの規制は、EU で生産および輸入された電気・電子機器の両方に適用される。

表2：電気・電子機器に許可される物質の最新リスト

物質	許可される最大含有量
鉛	0,1%
水銀	0,1%
カドミウム	0,001%
六価クロム	0,1%
ポリ臭化ビフェニル（PBB）	0,1%
ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）	0,1%
フタル酸ビス-2-エチルヘキシル（DEHP）	0,1%
フタル酸ブチルベンジル（BBP）	0,1%
フタル酸ジブチル（DBP）	0,1%
フタル酸ジイソブチル（DIBP）	0,1%

参照：ENDS の記事（2015年6月10日）、EU 官報 [L 137/10](#)

(3) 欧州委員会が日本製品の輸入に対して反ダンピング関税を正式に発動

2015年10月、欧州委員会は、日本と他の第三国（中国、韓国、ロシア、米国）から輸入される厚さ0,16 mm 以上の方向性電磁鋼板（GOES）に対して反ダンピング関税を課することを最終決定した。

GOES は以下のような様々な種類の製品に用いられる材料である。

- 電源・発電変圧器
- 分岐リアクトル（負荷変動中に電圧を安定させるために高電圧エネルギー伝達システムで使用されるもの）
- 小型の変圧器を装備した装置（電化製品や宇宙航空機器、航空機器、電子機器など）
- 大型高性能発電機

該当製品の輸入に対する暫定的な反ダンピング関税は、2015年5月に既に導入されているが(7.1参照)、日本の輸出業者である JEF スチール株式会社と新日鐵住金株式会社を含む関係者との暫定的措置に関する話し合いの後、欧州委員会は、欧州産業への被害を防ぐために該当の製品に対する反ダンピング課税は必要であることを追認した。

日本の輸出業者に対して最終的に以下の課税が発動された。

表 3: 日本から輸入されるシリコン電磁鋼に対する反ダンピング関税

輸出業者	反ダンピング課税
JEF スチール株式会社	39.0%
新日鐵住金株式会社	35.9%
他の全企業	39.0%

参照：EU 官報 [L 284/109](#)

(4) 日本製品の輸入に課される反ダンピング関税

欧州委員会は、2015年10月に採択した日本と他の第三国から輸入される方向性電磁鋼板（GOES）に反ダンピング関税を課す規則の正誤表を発表した。

GOES は以下のような様々な種類の製品に用いられる材料である。

- 電源・発電変圧器
- 分岐リアクトル（負荷変動中に電圧を安定させるために高電圧エネルギー伝達システムで使用されるもの）
- 小型の変圧器を装備した装置（電化製品や宇宙航空機器、航空機器、電子機器など）

- 大型高性能発電機

反ダンピング関税に関する詳細は、7.1 と7.3を参照。

参照：EU 官報 [L 316/17](#)

(5) フッ素化温室効果ガスを含む製品と装置に対するラベル要件

欧州委員会は、フッ素化温室効果ガスを含む又は機能的に同ガスに依存する製品及び装置に対するレベルの形式を制定した。

フッ素化温室効果ガスは、冷蔵庫、空調機器、熱ポンプ、消防設備、冷凍トラック及びトレーラーの冷凍装置など幅広い製品に使用される人口ガスである。

参照：EU 官報 [L 301/39](#)

8. 標準化動向

(1) 船用機器の基準

欧州委員会は、船用機器に対する最新の国際条約と国際標準に即って、船用機器の基準に関する規則を改訂した。

船用機器には、次のような多岐にわたる品目が含まれる。

- 救命器具（救命ブイ、救命胴衣、発煙筒、煙信号、救命ボートなど）
- 海洋汚染対策（オイルろ過装置、下水システム、船上排ガス清浄システム、汚染物質の排出を抑える装置など）
- 消防装置
- 航行装置（磁気コンパス、レーダー装置、速度・距離測定装置など）
- 無線通信機器

参照：EU 官報 [L 95/1](#)

9. 標準化動向

(1) 第18回 日・EU 産業政策対話

2015年3月27日、日本の経済産業省と欧州委員会の成長総局(DG GROWTH)が第18回目となる日・EU 産業政策対話を開催した。

両者は、ロボット工学、建設、医療機器など新たな分野での日本と EU 間の規制協力の拡大に同意した。互いの規制制度の乖離が損害をもたらさないようにするためである。

これまで日本と EU 間の規制協力は、基準と適合性の評価、自動車部門、企業の社会的責任(CSR)、化学薬品、環境・気候変動という5つの異なる分野に焦点を置いてきた。この規制協力は、日欧産業協力センター(経済産業省と DG GROWTH が支援)と日・EU ビジネス・ラウンドテーブル(企業の CEO/経営幹部が先導)という、日本と EU により設立された2つの団体により実施される。

参照：欧州委員会[プレスリリース](#) (2015年3月16日)

(2) 企業向けマニュアル：今後の EU 規制をオンライン上で確認する方法

欧州委員会はオンラインマニュアルを作成し、企業が影響を受ける今後の規制について、企業自らが確認できるようにした。このマニュアルにより、欧州で運営を行う企業は今後の規制情報を随時入手可能となり、将来的な規制要件に備えることができる。

参照：欧州委員会[プレスリリース](#) (2015年3月12日)

(3) 建設製品に対する性能評価システム

欧州委員会は、各種建設製品の性能を評価するシステムを明確にした。これらの規則への配慮は、製造業者が EU 域内の市場に一層適した製品を開発する上で重要である。

該当の製品は以下の通りである。

- 換気に使用される換気ダクトとパイプ (参考：EU 官報 [L 282/34](#))
- ジオシンセティックス (メンブレンとテキスタイル) ならびに分離、保護、排水、ろ過、土壌強化に使用される関連製品 (参考：EU 官報 [L 284/181](#))
- 廃水技術製品 (参考：EU 官報 [L 284/184](#))

(4) 2016年 ICT 標準化事業計画

2015年12月21日、欧州委員会は2016年情報通信技術（ICT）標準化事業計画を発表した。

同文書は、ICT が重要な役割を果たす全ての分野を対象に EU の政策目標支援に必要とされる標準化活動の概要を示している。対象の分野には以下のものが含まれるが、これだけには限らない。

- e コール（2018年より全車両に搭載が義務付けられる予定の自動緊急通報装置）
- スマートグリッドとスマートメータリング
- 先端技術を駆使し効率的なエネルギーの使用に向けたスマートシティ／テクノロジー／サービス
- 高度道路交通システム（ITS）
- 先端製造技術
- ロボティクスと自律システム
- モノのインターネット（IoT）

同事業計画は、上記の分野に関して、どの ICT 基準が2016年に策定されるかを理解するために重要な文書である。また、ICT 標準化に関して欧州内外で実施されている全活動の概要も含まれる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2015年12月21日）

II. 基準認証に関する最近の国際機関の動向、欧州機関の動向、及び欧州主要国の動向

1. 国際機関の動向

(1) 国際電気通信連合（ITU）

■ ITU、5G 標準策定に向けたフォーカスグループの活動期間延長を決定

2020年以降の第5世代移動通信システム（5G）の実現に向けて、ITU はこのほど、5G の標準策定に関する情報収集を行ってきたフォーカスグループ（Focus Group on network aspects of IMT-2020）の活動期間の延長を決めた。IMT-2020は International Mobile Telecommunication system for year 2020の略で、5G の ITU での呼称のこと。

スマートフォンなどの移動端末の急速な普及に伴い、5G は急増するトラフィック（通信量）や IoT のサービスに対応する重要な情報通信システムになると考えられている。このため、通信網のソフトウェア・プログラム化を目指す「Network Softwarization」や、仮想的通信網を構築する「Slicing」、5G を支える「Mobile Fronthaul/Backhaul」など、有線通信網部分で5G を実現する新技術の標準化の検討を加速させていく狙いだ。

FG IMT-2020は、2015年5月、次世代ネットワーク技術を扱う「ITU-T Study Group 13」の傘下で、5G 技術をモバイルネットワークに適用する際に、有線通信網部分について標準化対象となり得る主要項目を検討するために設立された。活動期間は同年12月までの8ヵ月とし、他の組織で検討されている5G に関する標準化情報や着手されていない領域を分析し、85の標準化ギャップを特定した報告書をまとめた。

今回、活動期間が延長された FG IMT-2020の委任事項（Terms of Reference）に記されたスコープは以下の通り。

- オープンソースソフトウェア（OSS）開発コミュニティと共にプロトタイプの実装を進める
- Network Softwarization（ネットワークソフト化）や Information-Centric Networking（情報指向ネットワーク）などの新ネットワーク技術を高める
- IMT-2020ネットワーク・アーキテクチャの開発を続ける
- 無線と有線技術の連携の検討を続ける
- モバイルフロントホール/バックホールのスライスの検討を続ける
- IMT-2020ネットワークに適用される新しいトラフィック・モデルや、関連するサービスの質（QoS）、ネットワークの運用・管理・保守（OAM）の原則を定義する

（出所：ITU プレスリリース、2015年12月17日）

http://www.itu.int/net/pressoffice/press_releases/2015/65.aspx

■ ITU、ビッグデータの初の国際標準に合意 クラウドベースのビッグデータサービス拡大へ

ITU 加盟国はこのほど、ビッグデータに関する国際標準「ITU-T Y.3600」を承認した。同標準は、クラウドベースのビッグデータの用語や要件、機能、ユースケースを定めている。また、クラウドコンピューティング・システムを活用してビッグデータのサービスを提供する仕組みも提示しており、ビッグデータの利活用によるメリットを世界規模で達成できるようにしているのが特徴だ。ビッグデータの国際標準化はこれが初めて。

標準を作成したのは、次世代ネットワーク技術を扱う「ITU-T Study Group 13」。ITU 電気通信標準化部門 (ITU-T) の Chaesub Lee 局長は、今回の標準により「クラウドベースのビッグデータを表すときの用語に統一性がもたらされ、ビッグデータサービスとそれを支える技術的標準の発展に共通の基盤が提供されるだろう」と話している。

(出所：ITU プレスリリース、2015年12月18)

http://www.itu.int/net/pressoffice/press_releases/2015/66.aspx

2. 欧州機関の動向

(1) 欧州標準化委員会／欧州電気標準化委員会 (CEN/CENELEC)

■ CEN/CENELEC、カナダと標準化活動で連携継続 EU・カナダ FTA 推進の一翼に

CEN/CENELEC は、1月25日、カナダ標準化委員会 (SCC: Standards Council of Canada) と標準化活動の連携を継続することで合意した。本合意は、(関税のように目に言える形ではないが、) EUカナダ間に存在する実質的に障害になりうる貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade) の撤廃につながるものであり、欧州企業のカナダ市場進出が加速すると期待されている。

CEN/CENELEC と SCC の協力合意は、2009年に開始した EU とカナダの自由貿易協定 (CETA: Comprehensive Economic and Trade Agreement) 交渉の一環として、12年2月に締結された。これにより、スマートグリッドや木材といった特定分野の標準化活動で3機関が情報交換や連携していく仕組みが作られた。また、CEN が開発した熱メーターの欧州規格と同じ規格を SCC が採用した事例がある。

今回の合意更新では、航空機、化学、建設、消費財、エネルギー、環境技術、医療機器、ナノテクノロジーなど広範囲に及ぶ産業で、引き続き標準化活動の情報交換や連携を図っていくことを確認した。

(出所：CEN/CENELEC プレスリリース、2016年1月25日)

http://www.cencenelec.eu/news/press_releases/Pages/PR-2016-01.aspx

3. 欧州主要国の動向

(1) ドイツ規格協会（DIN）

■ 中独、知的生産システムとインダストリー4.0の標準化で初のフォーラムを共催

中国とドイツは12月15、16の両日に上海で、知的生産システム（IMS）とインダストリー4.0の開発と標準化に関する初のフォーラムを開いた。フォーラムでは、IT を活用して製造業に新しいイノベーションを起こすインダストリー4.0の「標準化ロードマップ」や、インダストリー4.0で全体最適化を実現する「参照モデル RAMI 4.0（Reference Architecture Model Industrie 4.0）」を中心に意見を交わした。

中国の産業政策を担当する工業情報化省（MIIT）の Huai Jinpeng 次官は冒頭のあいさつで、「中国は2045年までに製造強国のトップクラスに立つことを目標に掲げており、インダストリー4.0の標準化プロジェクトに関連したドイツとの協調は、この目標達成に大いに貢献するだろう」と述べた。

フォーラムに合わせて、17日には IMS/インダストリー4.0標準化に関する作業部会の初会合も開催された。今後、テーマごとに議論を進め、次回の全体会合は2016年5月にドイツで開かれ予定だ。

フォーラムの正式名称は「Intelligent Manufacturing and Industrie 4.0 Development and Standardization」。主催したのは DIN（ドイツ規格協会）、DKE（ドイツ電気技術委員会）、中国電子技術標準化研究所（CESI: China Electronics Standardization Institute）、上海工業自動化儀表研究所（SIPAI: Shanghai Institute of Process Automation & Instrumentation）、中国機械工業儀器儀表総合技術経済研究所（ITEI: Instrumentation Technology and Economy Institute of China）——の5団体。

ドイツからは連邦経済技術省（BMW）i、DIN、DKE の他、Siemens、Bosch-Rexroth、Phoenix Contact Electronics、EtherCAT Technology Group、AREVA、Paul Hildebrandt、ZVEI などが出席した。

（出所：DIN プレスリリース、2015年12月22日）

<http://www.din.de/de/din-und-seine-partner/presse/mitteilungen/deutsch-chinesisches-forum-intelligent-manufacturing-und-industrie-4-0--108404>

(2) ドイツ電気技術委員会 (DKE)

■ DKE 会長、中国誌「チャイナ・スタンダイゼーション」のインタビューに登場

DKE の Bernhard Thies 会長が、中国の専門誌「China Standardization」の2015年11/12月号のインタビューに登場している。発行元は中国標準化研究院（CNIS: China National Institute of Standardization）。Thies 氏は、IEC のドイツ国内委員会委員長や CENELEC 次期会長にも就任しており、インタビューでは DKE の「Standardization 2020」計画や CENELEC 会長としての抱負、中国との連携などを語っている。以下は記事の一部を抜粋。

----- 新たなビジネス環境に向けた DKE の標準化戦略とは？

「標準化をめぐるビジネス環境は激変しており、従来の規格開発の手法ではニーズにうまく対応できなくなってきた。このため、DKE は『Standardization 2020』計画を立ち上げ、さまざまな技術とデジタルツールをつなぐ規格開発の新たな手法の確立に着手している。これは、2016年にフランクフルトで開催予定の IEC 総会の主要テーマにもなる見通しだ」

「10年程前から標準化プロセスの改革を進めている。例えば、スマートグリッドの規格開発は非常に難しい。だから、まず統合的な視点を可能にするモデルが必要だと考え、スマートグリッドに関するアーキテクチャモデル第1号を導入した。これにより、スマートグリッドの実現に必要な規格や技術を見落としていないかどうか分かるようになった。その後、スマートグリッドに関する標準化ロードマップを発表した。これが標準化のシステムアプローチの始まりで、スマートシティやインダストリー4.0など他の分野にも適用されるに至った。こうしたシステムアプローチにもアーキテクチャモデルは必要となる」

----- インダストリー4.0における DKE の役割は？インダストリー4.0の将来像とは？

「DKE は DIN と共に、国際レベル（ISO/IEC）や地域レベル（CEN/CENELEC）だけでなく、さまざまなコンソーシアムとも規格開発を進めている」

「インダストリー4.0が最終的にどういう形に落ち着くのか、現時点では誰にも分からない。ただ、そのヒントを示すことはできる。例えば、あなたの足は標準化されていないが、大半の靴は標準化されている。自らメーカーになって自分の靴を作ることは可能だが、コストがかかり、現実的ではない。これをインダストリー4.0で言い表すと、将来どんな可能性があるのか？仮に、左右でサイズが異なり、色も特別で、あなた好みの靴をインターネットで作ったとする。3日後、カスタマイズされた、センサー入りの靴があなたのもとに届く。仕事に、スポーツに、余暇に使うたびに、この靴があなたに関する情報を集めるのだ。こうした情報は、メーカーがあなたにより合う靴を作るのに役立つことになる。こうしたサイクルこそがインダストリー4.0の真髄となる。これは、例えば自

動車や家電メーカーなど、他のビジネスにも適用させることが可能だ。また、全く新しいタイプのビジネスやサービスも付随して発生するだろう」

----- 標準化分野における中国とドイツの連携で期待できることは？

「中独標準化協力委員会（Sino-German Standardization Cooperation Commission）は、毎年開催され、E-mobility や Smart Grid、Smart Cities など重要な案件が議論・実行されている。インダストリー4.0については、中国と欧州の間でどのような連携が一番望ましいのかを検討することで今年合意した。また12月には、中国工業情報化省（MIIT）が DKE と共に、インダストリー4.0に関する記者会見を上海で開く」

「興味深いことに、中国が発表した次世代製造技術に関する10ヵ年計画『中国製造2025（Made in China 2025）』は、ドイツのインダストリー4.0と政治的に戦略的にも非常に近いものがある。インダストリー4.0と中国製造2025の実現に向けて私たちが一緒に取り組めば、製造分野で非常に大きな成功を収めることができるだろう」

「将来における協力に関して言えば、そのプロセスではなく、産業界が強い関心を持つ案件に注目すべきだ。例えば、エネルギー消費を管理するホームオートメーションでは、洗濯機や食洗機などたくさんの製品があり、すべて通信プロトコルでつながっている。ドイツでは、これを将来的にただ一つのプロトコルにすることは不可能だという結論に至った。だから、協力関係の構築に目を向け、スマートホーム機器向け標準化団体『EEBus Initiative』を設立した（Thies氏は同団体の副会長）。中間層を築いて、あらゆるプロトコルが相互に通信することが可能だと考えたからだ。つまり、消費者が求めているのは、CANIS プロトコルを用いた製品が CDP プロトコルを使用する別の製品ともつながるということだ。また、それはドイツにとどまらず、将来的には欧州や中国へと、グローバルにスマートホームを管理するシンプルなシステムの構築につなげることができるはずだ」

「また、高齢化社会が進む中、高齢者の生活を支援するロボットや機器などが必要になってくるため、高齢者支援の取り組みでも協力できる。さらに、人工知能やロボットに関する研究開発の協力が考えられる。産業用ロボットは将来、自己学習するようになるだろう。だから標準化では、私たち人間がすることをロボットが正しく手助けできるよう安全性を確保した規格を作る新しい手法を開発しなければならない」

----- CENELEC 次期会長としての抱負は？

「次期会長なのでまだ見習い期間だが、来年正式に就任した際は、標準化の流れの一部を変えたいと考えている。欧州にある規格の内訳は、8割が IEC 規格で、残り2割が欧州規格だが、この2割は実は多いと感じている。だから、技術的作業は全て IEC への移行を検討している」

「欧州委員会の局長幹部らも何人かは同じように感じていて、規格を作るのであれば、国際規格であるべきだと考えている。欧州企業、特に中小企業は、欧州市場だけでなく、国際市場に自社製品を販売したいと思っているからだ。国際規格のニーズは根強く、だから2割が欧州規格というのは多すぎるのだ」

China Standardization、2015年11/12月号インタビュー記事（英語・中国語、10ページ）

<http://www.dke.de/de/Wirueberuns/MitteilungenderDKEGeschaefststelle/2016/documents/thies-interview-cnis-text.pdf>

（出所：DKE プレスリリース、2016年1月21日）

<http://www.dke.de/de/Wirueberuns/MitteilungenderDKEGeschaefststelle/2016/Seiten/deutsch-chinesisches-forum-2015.aspx>